

# 2025年度 第2回 まちづくり専門委員会議

令和7年11月6日（木）14：00～16：00  
三宮国際ビル7階 701会議室

次第

## 1. 開会

## 2. まちづくり支援事業の検証評価 ··· [資料1]

### （1）長期活動団体・長期協定運用団体助成の更新

- ・美しい街岡本協議会 (更新8回目)
- ・魚崎郷まちなみ委員会 (更新5回目)
- ・青木地区まちづくり協議会 (更新3回目)
- ・深江地区まちづくり協議会 (更新6回目)
- ・六甲アイランドまちづくり協議会 (更新3回目)
- ・本山北町まちづくり協議会 (更新1回目)

### （2）まちづくり専門家派遣[コンサルタント派遣]

- ・青木地区まちづくり協議会 (地域提案事業)
- ・深江地区まちづくり協議会 (地域提案事業)

## 3. 報告事項 ··· [資料2]

- ・まちづくり協議会の変更届出書の受理

## 4. 閉会

### ◆その他配布資料◆

- ・令和7年度 まちづくり専門委員一覧 ··· [資料3]
- ・まちづくり専門委員会議開催要綱 ··· [資料4]

# まちづくり協議会への支援制度

資料1

神戸市では、わがまちの特性に応じた多種多様なまちづくりのニーズに対応するために、地域のみなさんが行うまちづくり活動を**経済的・技術的に**支援しています。

## 経済的支援

## 技術的支援

### まちづくり助成制度

まちづくり協議会等の活動において発生する、会議の開催経費やまちづくりニュースの印刷費など、その活動費の一部を助成する

### まちづくり専門家派遣制度

まちづくりに関する勉強会、まちづくり構想やまちづくり協定の策定、共同建替のための権利者の合意形成等の支援のため、専門知識や技術を持った専門家をまちづくり協議会へ派遣する

# まちづくり助成

## 補助対象となる活動とその経費

まちづくり助成の補助対象経費としては、活動の種類に応じて3つに分類されます。どのような活動に、どのような経費が対象となるのかを把握のうえ、活動を実施します。

### ①基幹活動

まちづくりの主となる活動として、勉強会(定例会)・活動の周知等を中心にまちづくりを推進する団体として必ず実施する活動

[例]会議の開催経費(会場使用料等)、ニュースの発行・アンケート調査(印刷費)等

### ②提案活動

基幹活動をより効果的に行うための、地域独自の活動

[例]先進事例研究(交通費)等、活動パネル展示(印刷費)等

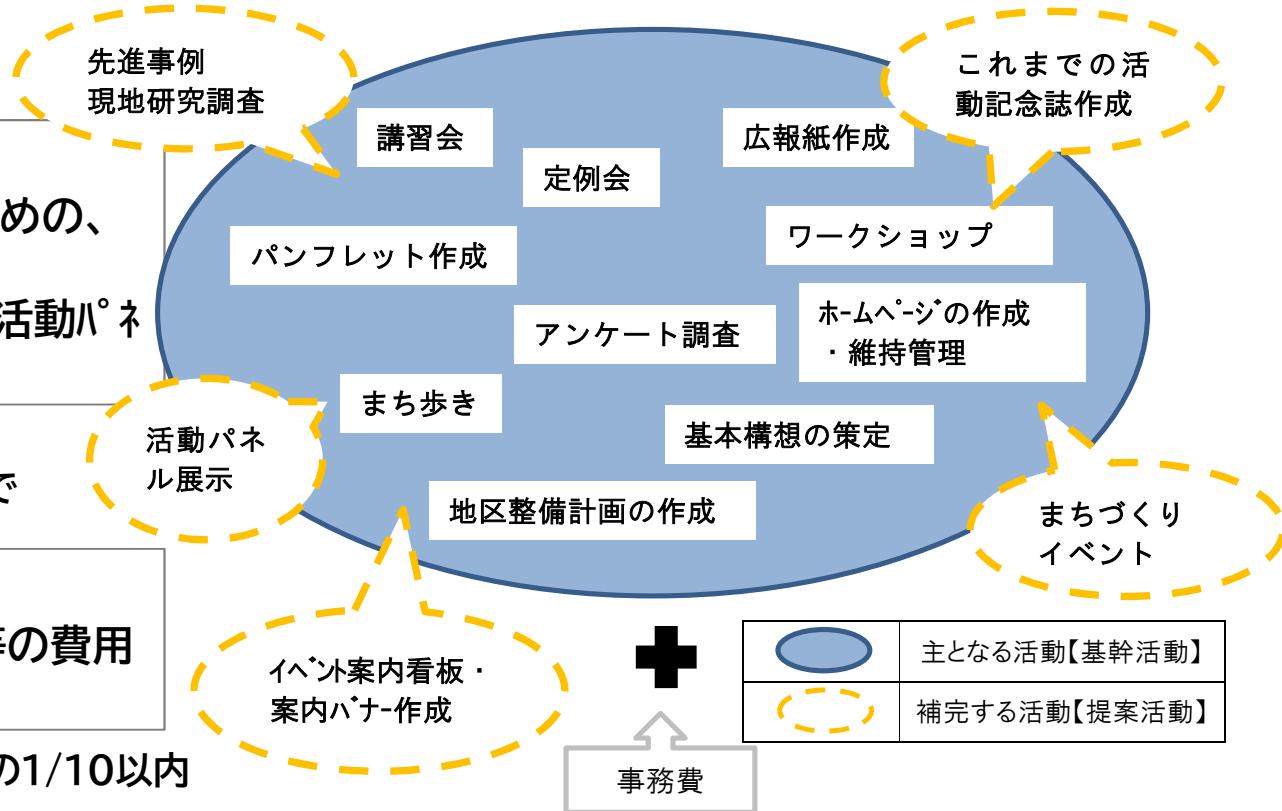
初動期団体:2万円まで

初動期以外:6万円(補助金換算)まで

### ③事務費

団体の活動に必要な事務用品等の費用  
[例]封筒代(消耗品費)等

基幹活動+提案活動に要する補助金の1/10以内



# まちづくり助成

・まちづくりの段階によって団体種別を区分し、その区分に応じて助成の期間・限度額を定めている

団体種別	団体の活動段階	助成期間	助成限度額
初動期団体	地域課題の把握など、まちづくりに取り組み始めた段階	原則2年	10万円/年
まちづくり推進準備団体	構想づくりと合意形成 ・まちづくりの目標や方針を地域で共有するために、今後のまちのあり方を構想としてまとめる。	原則3年	30万円/年
まちづくり推進団体	具体的なルール作成やものづくりの実行・合意形成 ★神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による認定を受けている	原則7年	30万円/年
事業推進団体	神戸市が行う事業を、地域と市が協力しながら進めている(密集事業、都市計画事業)	事業等の完了目標年次まで	30万円/年
長期活動団体	★運用期・自立化した活動 ・10年以上にわたって組織的に活発なまちづくりの活動を実施 ・他のまちづくり団体への模範的・指導的立場で、かつ啓発活動、人材育成活動を行うことのできる ・まちづくりの自立に向けた活動に取り組む	3年(6年) (更新)	助成対象経費の 1/2かつ 30万円/年
長期協定運用団体	★長期活動団体の条件を満たして、まちづくり協定を運用している	6年 (更新)	補助対象経費の 5万円まで全額 5万円以上は1/2 合計30万円/年
再開発準備組合	市街地再開発事業の準備を目的に活動している	原則3年	補助対象経費の 1/2かつ年間 100万/haを限度

# まちづくり専門家派遣

まちづくりに関する勉強会、まちづくり構想やまちづくり協定の策定、共同建替のための権利者の合意形成等の支援のため、専門知識や技術※を持った専門家をまちづくり協議会へ派遣する制度

※専門知識や技術  
類似事例の紹介  
関係法令・事業制度等の解説  
広告物のレイアウト など

## ①コーディネーター派遣

まちづくりについての勉強会の開催  
まちづくり協議会設立に向けた検討会  
など  
(10回/年)



## ②コンサルタント派遣

まちづくり構想の策定  
まちづくり協定等の策定  
共同建替のための合意形成 など

## ③アドバイザー派遣

まちづくり協定等の運用 など  
(7回/年)  
※景観系の団体は12回/年

# まちづくり専門家派遣

コンサルタント派遣種別	対象団体	派遣期間	検証評価
まちづくり構想策定	まちづくりの推進を、組織的、継続的及び計画的に行おうとするもので、計画区域を代表する組織	3年以内	初年度に審査
協定等策定		4年以内	初年度に審査
協定等運用	まちづくり協定等を運用しているもので、計画区域を代表する組織	1年以内	—
協定等更新		2年以内	—
都市計画事業推進	神戸市が定める計画等に関連してまちづくりの推進を組織的、継続的、及び計画的に行おうとするもの	公表されている事業等の完了目標年次まで	初年度に審査
建築物共同・協調化	建築物共同化等を計画する目的をもって、権利者が結成したもの	3年以内	初年度に審査
地域提案事業	★ 計画区域を代表する組織 (1)まちづくり構想等の実現に向けた取組を行おうとするもの (2)要綱の目的を推進するために市長が特に必要であると認めたもの	2年以内	初年度に審査
事前調査・検討	次のいずれかに該当する活動に取組むために必要となる事前調査・検討を行おうとするもの (1)まちづくり構想策定 (2)都市計画事業推進 (3)建築物共同・協調化	1年以内	—

# まちづくり専門家派遣制度

## コンサル(構想策定:原則3年以内)派遣の要件

- ①今後のまちづくりの方針、まちづくりの構想等を作成する。
- ②原則として計画区域が500m<sup>2</sup>以上の面積を有すること。

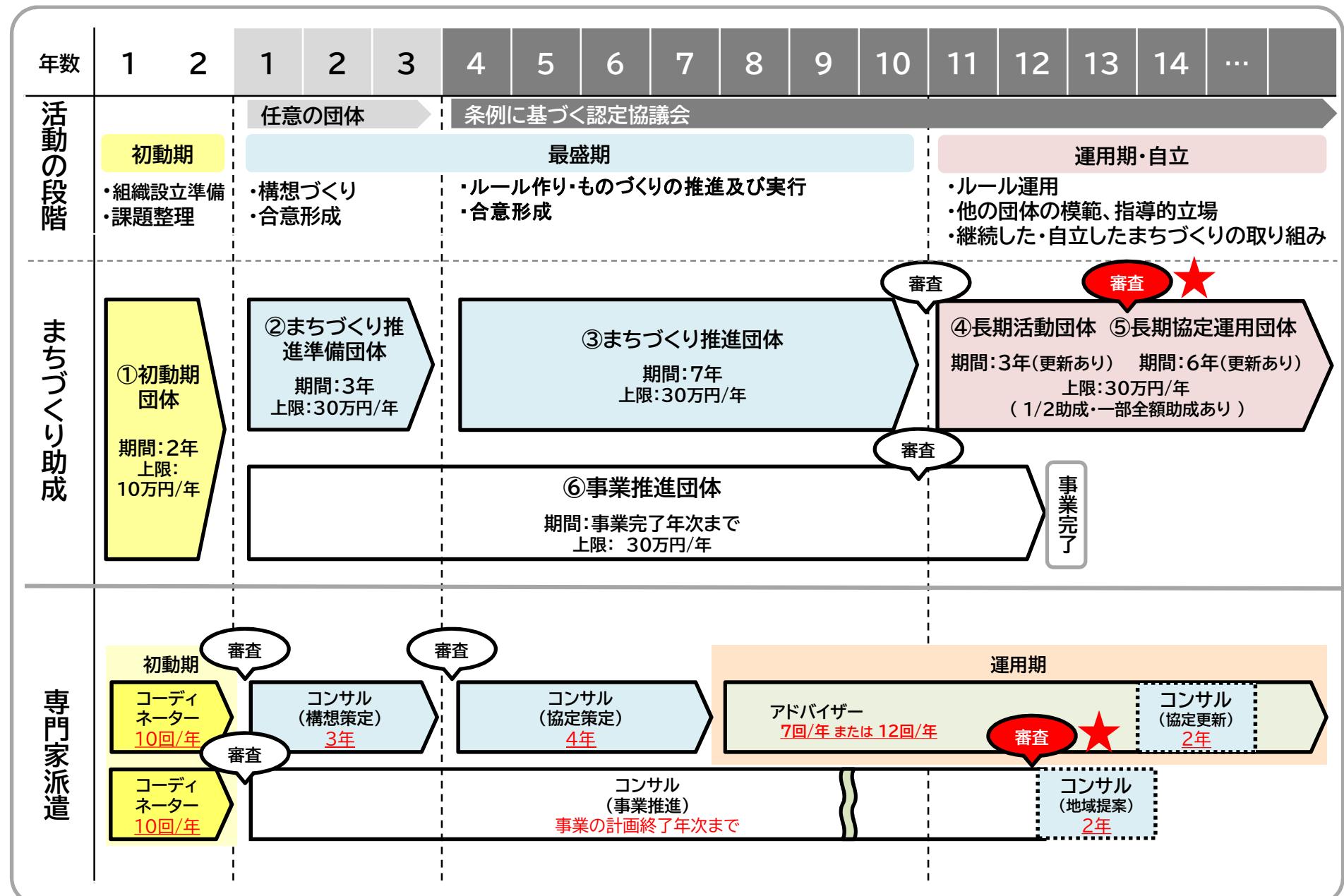
## コンサル(地域提案事業:原則2年以内)派遣の要件

- ①まちづくり構想等の実現に向けた取組を行おうとするもの。
- ②要綱の目的を推進するため、市長が特に必要であると認めたもの。

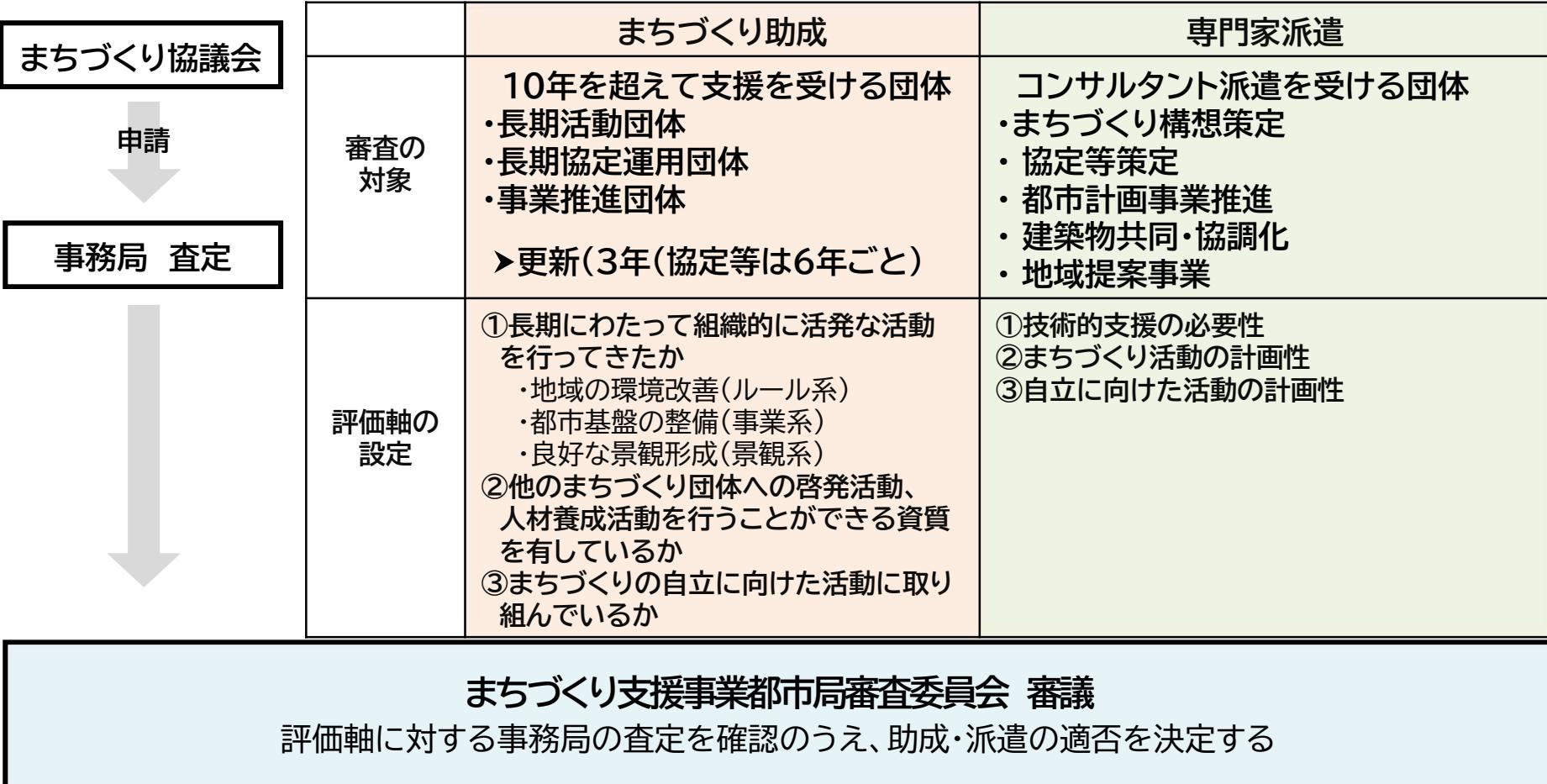
### 【要綱の目的】

この要綱は、市街地において、協働と参画によるわがまち空間づくりの推進に向け、市が専門的及び技術的な支援を行うことにより、事業の円滑な推進、コミュニティを守り、育て、創るすまいづくりの推進、土地の有効利用、及び良好なまちなみの形成を図ることを目的とする。

# まちづくり支援事業の事例(例:まちづくり協定の策定・運用)



# まちづくり支援事業の検証・評価、評価の方針・視点



## まちづくり専門委員会議 意見聴取

まちづくり活動(まちづくり活動の活性化、自立化の促進)について意見・アドバイスを伺う

※意見を、支援の決定通知書に付してまちづくり協議会へ伝える

地域のまちづくり活動へ反映

## 令和7年度第2回 まちづくり支援事業 検証・評価

### (1)長期協定運用団体・長期活動団体の更新

番号	団体名	所在	検証評価分類	年数・助成額
1	美しい街岡本協議会	東灘区	更新(8回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成(5万まで満額)
2	魚崎郷まちなみ委員会	東灘区	更新(5回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成
3	青木地区まちづくり協議会	東灘区	更新(3回目)	3年間(令和8~10年) 1/2助成
4	深江地区まちづくり協議会	東灘区	更新(6回目)	6年間(令和8~13年) 1/2助成(5万まで満額)
5	六甲アイランドまちづくり協議会	東灘区	更新(3回目)	3年間(令和8~10年) 1/2助成
6	本山北町まちづくり協議会	東灘区	更新(1回目)	3年間(令和8~10年) 1/2助成

### (2)まちづくり専門家派遣[コンサルタント派遣]

番号	団体名	所在	検証評価分類	年数
7	青木地区まちづくり協議会	東灘区	地域提案	2年間(令和8~9年)
8	深江地区まちづくり協議会	東灘区	地域提案	2年間(令和8~9年)

## 令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

樣式第2号

団体の概要	名称	美しい街岡本協議会			所在地	東灘区
	設立年月	昭和57年9月	面 積	10.8 ha	世帯数	約1,200 世帯
	設立目的	美しい街並の岡本、豊かな自然のある岡本、健全な青少年を育む清潔な岡本の街づくりを推進する。				
	協議会認定年月	昭和61年10月	構想提案年月	昭和62年8月		
	協定締結年月	昭和63年5月	協定期限	令和11年10月		
	地区計画決定年月	平成元年3月	その他のルール等	景観計画区域(岡本駅南都市景観形成地域)		
助成区分	長期協定運用団体助成	事業完了目標年次	年度 予定			
助成年数	38 年	過去3年の助成額合計	900,000	円		
派遣専門家	ゼンクリエイト					

#### 主となるまちづくりのテーマ

「うるおいと調和のある美しいまち」を基本理念に、岡本らしさを守り育て、より健全な地区環境の形成、景観形成のまちづくりに取り組む。

#### これまでの取り組みと今後の予定

項目	年度	過年度	今年度	今後の予定					
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)			協定運用			協定更新		
まちづくり協定	まちづくり協定の運用	●	●		運用				
地区計画	地区計画の運用	●	●		運用				
まちづくり宣言	自主ルールの運用	●	●						
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
屋外広告物ルール＆ガイドライン	ルールの周知活動と運用	●	●	周知活動・運用					
窓面広告のルール＆ガイドライン検討	岡本の街に似合う窓面・ガラス面の使い方ガイドラインの検討		現状調査→案の検討	●	●	周知活動→策定→運用			
(4)自立化に向けた活動				随時共有・確認					
事前協議内容確認	屋外広告物・建築物の事前協議内容を幹事で共有・確認	●	●						
ニュースや議事録等の作成	幹事会議事録作成、季刊報の企画・編集・入稿等を幹事にて行う	○ ○	○ ○	幹事会議事録は毎月、季刊報は3か月に1回、総会議案書は年1回					
賛助会費	賛助会費により多く協力してもらえるよう活動内容周知	●	●	周知活動					
(5)啓発活動									
ニュースの発行	季刊報を年3回以上発行	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
(6)人材育成活動									
黄昏コンサート	H30より開始、R2～3を除き毎年開催	○	○	○	○	○	○	○	○
シンボルツリー点灯式	R4より毎年開催	○	○	○	○	○	○	○	○
開港5都市まちづくり会議への参加	イベントを通した地域交流、協議会の存在周知 他地域・他都市との交流、まちづくりに関する情報交換	○	○	○	○	○	○	○	○
(7)その他				手入れ					
花壇活動	花壇サポートーと共に手入れ、年1回以上植替え	●	●	○	○	○	○	○	○

## ＜これまでの取組みについて＞

まちづくり協定、まちづくり宣言、景観計画などのルールを策定・運用し、建築物や屋外広告物の地道な事前協議を専門家の力も借りながら続けてきたことで、岡本らしい街並みを守りつなげることができていると感じています。R4年には40周年を迎える、40周年記念冊子の発行や座談会等の企画を通して、改めて地域の皆さんへ協議会活動の周知をすることができました。本山中学校吹奏楽部に演奏していただく黄昏コンサートやシンボルツリー一点灯式は恒例行事として認知度が高まってきており、中学生とその親御さん、演奏を聴きに来られる皆さんにまち協を知っていただけた機会、我がまち岡本への愛着を育む機会になる取り組みであると考えています。

#### ＜今後の取り組みについて＞

幹事会議事録・季刊報・総会資料等を幹事だけで作成できるよう、編集・発注・入稿などの作業に取り組んでいます。屋外広告物ルール等の事前協議の自立化に向けた取り組み、内規ルールの充実、窓面広告のガイドラインの検討にも取り組みます。

## 1. 事務局 査定

## 共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。
- マスター・プラン等に位置づけがあるか。[ ]
- 市が優先的に取り組む事業か。[ ]
- その他(岡本地区まちづくり協定、岡本地区地区計画、景観計画区域(岡本駅南都市景観形成地域))

## まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 6 年間の助成を適とする。

## 専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(まちづくり構想策定)を適とする。

## 事務局意見



## 2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和7年7月18日 開催

まちづくり助成 ■ 適

 否(理由: )

留意事項

## 専門家派遣

 適 否(理由: )

留意事項



## 3. まちづくり専門委員会議 意見聴取

令和7年11月6日 開催

専門委員意見

## 令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	魚崎郷まちなみ委員会			所在地	東灘 区				
	設立年月	平成10年7月	面 積	33.7 ha	世帯数	約2,300 世帯				
	設立目的	居住・生産・商業施設が調和し、共存共栄するとともに、地区の伝統を引き継いだ構成のあるまちづくりを推進する。								
	協議会認定年月	平成14年7月(景観形成市民団体)	構想提案年月	-						
	協定締結年月	平成10年7月(景観形成市民協定)	協定期限	令和10年7月						
	地区計画決定年月	平成21年12月	その他のルール等	魚崎郷地区景観形成市民協定						
	助成区分	長期活動団体助成	事業完了目標年次	年度 予定						
	助成年数	27 年	過去3年の助成額合計	511,227 円						
	派遣専門家	北野工作室								
これまでの取り組みと今後の予定	主となるまちづくりのテーマ 震災で壊滅的に失われた酒蔵のまち魚崎郷の原風景を、新しいまちなみ景観のデザインコードとして継承し、現代の「和風のまちなみ景観」を創出するとともに、持続可能な「魚崎郷らしさ」を、震災後居住し始めた多くの新たな住民と昔を知る住民とが模索し、共感しあいながら育むコミュニティづくりに貢献していくこと。									
	これまでの取り組みと今後の予定									
	<p>(1)地域の環境改善 地区計画</p> <p>(2)都市基盤の整備 景観道路石畳歩道の改修 環境防災緑地の管理</p> <p>(3)良好な景観形成 景観形成市民協定 建築行為等事前相談</p> <p>(4)自立化に向けた活動 自主財源の確保 住吉川★まちなみ七夕まつり</p> <p>(5)啓発活動 「魚崎郷まちなみ委員会だより」の発行</p> <p>(6)人材育成活動 先進地視察研修 他地域・他都市との交流</p> <p>(7)その他 まちの美化活動 トライやる・ウィークの受入</p>	年度	過年度	今年度	今後の予定					
		項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		(ルール系まちづくり) 地区計画の運用(H21年12月決定)				(周知活動・運用)				
		(事業系まちづくり) 石畳歩道の改修範囲・素材協議検討中				(継続要望・協議)				
		一般国道43号兵庫県神戸市内の環境防災緑地の管理				(継続)				
		(景観系まちづくり) H10年7月締結/H30更新 相談の受付・協議・審査	(H30協定更新)		(協定運用)	(更新)				
		地域内事業者への寄付依頼				(継続)				
		令和元年より毎年開催(新型ウィルスまん延防止等重点措置時期を除く)	○	○	○	○	○	○	○	○
年に1回程度、委員会活動やイベント開催等をお知らせするニュースを協定区域内全世帯向けに発行		○	○	○	○	○	○	○	○	
全国のまちなみ保存先進地を視察、地元関係者との交流・情報交換 景観形成市民団体・5都市とまちづくりに関する情報交換	○ (開港5都市神戸大会) ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		
地域内3トンネルの壁面清掃 ほか				(継続)						
平成17年度より、魚崎中学校の生徒を受け入れ(地域の歴史や景観について学び、今後に生かす意見交換を進めながらの美化清掃作業等)	○	○	○	○	○	○	○	○		
<これまでの取り組みについて> 20年以上にわたり、魚崎郷らしい「和風のまちなみ景観」を目指して活動を続けています。 まちなみ形成のルールの運用については、建築行為等の事前相談を行い、委員全員で協議・審査にあたっています。 長年、審査を続けてきた経験により、委員全員が目指すべきこのまちらしい景観を共通認識として持てるようになり、ルールの範囲内で柔軟な協議対応ができるよう成長してきました。 定期的に先進地視察研修等のまちづくりを学ぶ機会を設け、委員自らが景観形成に貢献できる人材となるよう努めています。 景観形成に係る意識醸成に向けたイベント(住吉川★まちなみ七夕まつり)の定期開催、「魚崎郷まちなみ委員会だより」の定期発行等の継続的な活動により、ゆるやかにではありますが地域内での当団体への認識が高まりつつあります。							活動のPR			
<今後の取り組みについて> 令和10年のまちなみ形成の協定更新に向かって、これから魚崎郷地区にふさわしいルールを検討していきます。 協定締結から30年を迎えるまちを構成する要素や住民にも変化がありました。このまちの景観がより良くなるよう、専門家も交えながら考察していきたいと思います。 かねてより問題視されていた石畳歩道の劣化による歩行の危険性が深刻化し、神戸市と共に改修の協議を始めています。 他地域の事例等も参考にしながら、魚崎郷にふさわしい景観の創出と子どもから高齢者まで安全に歩行できる舗装素材について検討していきます。 今年度は、協定区域内のまち歩きを行い、舗装の劣化状況の確認等により改修が必要な箇所の優先順位などをまとめたいと思います。 建築行為等事前相談や美化活動等の景観形成に大きく寄与する活動には、引き続き真摯に取り組んでいきます。 美化活動の一環として、今年度より住吉川クリーン作戦にも委員会として参加予定です。 高齢化や家庭の事情等により退任した委員会がいるので、次の世代に活動をつなげられるような若い方の参加が増えることを願っています。現役世代の方でも定期的に参加できるよう、開催日時の調整なども視野に入れ、より地域に開かれた委員会運営を目指していきます。										

## 1. 事務局 査定

## 共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。  
 マスター・プラン等に位置づけがあるか。〔  
 市が優先的に取り組む事業か。〔  
 その他(魚崎郷地区景観形成市民協定、魚崎郷地区地区計画)

]

〕

## まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。  
 まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと  
 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。  
 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 6 年間の助成を適とする。

## 専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。  
 まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと  
 スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(まちづくり構想策定)を適とする。

## 事務局意見



## 2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和7年7月18日 開催

まちづくり助成 ■ 適  否(理由:

)

留意事項

専門家派遣  適  否(理由:

)

留意事項



## 3. まちづくり専門委員会議 意見聴取

令和7年11月6日 開催

専門委員意見

## 令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

名称	青木地区まちづくり協議会			所在地	東灘 区	
設立年月	平成17年2月		面 積	43.0 ha	世帯数	約4,500 世帯
設立目的	人に優しく環境に優しい、ふれあい豊かな住みよいまちの実現					
団体の概要	協議会認定年月	平成27年3月		構想提案年月	-	
	協定締結年月	-		協定期限	-	
	地区計画決定年月	平成23年12月		その他のルール等	-	
	助成区分	長期活動団体助成		事業完了目標年次	令和7 年度 予定	
	助成年数	21 年	過去3年の助成額合計	621,411 円		
	派遣専門家	遊空間工房				

### 主となるまちづくりのテーマ

便利で活気あるまちづくりを目指し、阪神電鉄連続立体交差事業に伴う交通体系、高架下活用についての検討、住民意向のとりまとめを行う。また、わがまち空間構想及び地区計画の検討を行い、ふれあい豊かで安全安心な、美しく住みよいまちを形成する。

### これまでの取り組みと今後の予定

これまでの取り組みと今後の予定	項目	年度	過年度	今年度	今後の予定					
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)									
地区計画	平成23年12月決定	●	●	●	●	●	●	●	●	●
将来構想	令和7年度策定を目指す	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)									
阪神高架化に伴う駅周辺交通体系、高架下活用策の検討	周辺住民の意見とりまとめ、提案する	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)									
(4)自立化に向けた活動	自立に向けた財源確保の検討	自治会からの寄付金等財源確保に向けた検討								
(5)啓発活動	青木ふれあいフェスタ 平成17年10月より毎年開催	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								
	広報掲示板 R6建替え	● ● ● ● ● ● ● ● ●	掲示板にニュース等を掲載							
	まちの愛着、関心を高めるための取組	● ● ● ● ● ● ● ● ●	まちの愛着、関心を高めるための取組の実施							
(6)人材育成活動	他地域・他都市との交流 青木南まちづくり協議会との情報交換	● ● ● ● ● ● ● ● ●	定例会に青木南地区まちづくり協議会役員が参加し情報交換を実施							
	マンション住民との交流 マンション・自治会等の交流活動	● ● ● ● ● ● ● ● ●	各自治会との連携・青木ふれあいフェスタ等のイベントを通して交流促進							
(7)その他	ニュースの発行 活動状況や意見募集報告等をニュースとして年2~3回発行	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								

### <これまでの取組みについて>

交通安全や地域交流、賑わいづくりをテーマに活動しています。

阪神電鉄連続事業では、住民の意見を取りまとめ、市へ提案し、提案に沿った神戸市案について協議を重ねてきました。

また、平成17年から始めた青木ふれあいフェスタは、地区内の団体が多数出店し、地域住民の交流の場として定着しています。

令和5年度からは、阪神電鉄の高架完成後の青木地区のまちづくりを考えるため、タウンミーティングや意見募集、アンケートを実施しました。青木地区の魅力と課題、将来にわたって大切にしたい青木らしさ等、さまざまな世代の意見が集まりました。意見を集約し、令和6年度に「青木地区将来構想(案)」を取りまとめました。

### <今後の取り組みについて>

令和7年度総会において「青木地区将来構想(案)」を提案し、令和7年度より将来構想の実現に向けた活動を進めます。基本方針である「楽しいまち」「住みよいまち」「つながるまち」それぞれに対してアクションプランを固め実施体制を検討し、具体的なアクションへつなげていきます。

広報については、ニュースだけでなく、青木駅前に設置された掲示板や令和6年度に開設したホームページも活用し、より一層の地区内への情報周知を図ります。

活動のPR

## 令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(専門家派遣)

様式第3号

団体の概要	名称	青木地区まちづくり協議会						所在地	東灘 区				
	設立年月	平成 17 年 2 月 ( 22 年目)			面 積	43.0 ha	世帯数	約4,500 世帯					
	設立目的	人に優しく環境に優しい、ふれあい豊かな住みよいまちの実現											
	協議会認定年月	平成27年3月			構想提案年月	-							
	協定締結年月	-			協定期限	-							
	地区計画決定年月	平成23年12月			その他のルール等	-							
	派遣専門家	遊空間工房			派遣年数	22年							
	<b>主となるまちづくりのテーマ</b>												
	便利で活気あるまちづくりを目指し、阪神電鉄連続立体交差事業に伴う交通体系、高架下活用についての検討、住民意向のとりまとめを行う。また、わがまち空間構想及び地区計画の検討を行い、ふれあい豊かで安全安心な、美しく住みよいまちを形成する。												
	これまでの取り組みと今後の予定	これまでの取り組みと今後の予定											
来年度のコンサルタント区分		地域提案事業(2年)											
		年度	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	
テーマ		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R16年度		
(1)地域の環境改善													
地区計画		平成23年12月決定							運用				
将来構想		令和7年度策定を目指す		意見募集・策定									
ぼい捨て対策		ぼい捨て防止重点区域 設定要望・啓発活動		WS開催	構想に基づくアクションプランの検討		アクションプランの実施						
					設定け向けた地元調整	設定前後啓発活動	設定後清掃キャンペーン		美化・啓発活動				
(2)都市基盤の整備													
阪神高架化に伴う 駅周辺交通体系、 高架下活用策の検討	周辺住民の 意見とりまとめ、提案		阪神電鉄連立事業に関する協議										
			WS開催										
				提案・イベント内容 協議・取りまとめ									
				地域周知のための ニュース発行									
				提案に向けた 最終調整									
				駅周辺の活性化 について検討				(状況に応じて 継続予定)					
(3)良好な景観形成													
(4)自立化に向けた活動													
まちの愛着、関心を 高めるための取組	まちあるきやタウンミー ティングの実施							まちの愛着、関心を高めるための取組を実施し、担い手確保を目指す					
青木ふれあいフェスタ	活動の啓発を行い、担い 手確保を目指す	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
HP、SNS運営	運営方法の検討												
(5)啓発活動													
青木ふれあいフェスタ	平成17年10月より毎年開 催	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
広報掲示板	R6建替え							掲示板にニュース等を掲示					
(6)人材育成活動													
他地域・他都市との交流	青木南地区まちづくり協議 会との情報交換							定例会に青木南地区まちづくり協議会役員が参加し情報交換を実施					
マンション住民との交流	マンション・自治会等 の交流活動							各自治会との連携・青木ふれあいフェスタ等のイベントを通して交流促進					
(7)その他													
ニュースの発行	活動状況や意見募集 報告等をニュースとして 年2～3回発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
<これまでの取組みについて>													
交通安全性や地域交流、賑わいづくりをテーマに活動しています。													
阪神電鉄連立事業では、住民の意見を取りまとめ、市へ提案し、提案に沿った神戸市案について協議を重ねてきました。													
また、平成17年から始めた青木ふれあいフェスタは、地区内の団体が多数出店し、地域住民の交流の場として定着しています。													
令和5年度からは、阪神電鉄の高架完成後の青木地区のまちづくりを考えるため、タウンミーティングや意見募集、アンケートを実施しました。青木地区の魅力と課題、将来にわたって大切にしたい青木らしさ等、さまざまな世代の意見が集まりました。意見を集約し、令和6年度に「青木地区将来構想(案)」を取りまとめました。													
<今後の取り組みについて>													
令和7年度総会において「青木地区将来構想(案)」を提案し、令和7年度より将来構想の実現に向けた活動を進めます。基本方針である「美しいまち」「住みよいまち」「つながるまち」それぞれに対してアクションプランを固め実施体制を検討し、具体的なアクションへとつなげていきます。													
広報については、ニュースだけでなく、青木駅前に設置された掲示板や令和6年度に開設したホームページも活用し、より一層の地区内への情報周知を図ります。													

## 1. 事務局 査定

## 共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。  
 マスタープラン等に位置づけがあるか。[ ]  
 市が優先的に取り組む事業か。[阪神連立立体高架事業]  
 その他(青木駅南地区地区計画)

## まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。  
 まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと  
 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。  
 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 3 年間の助成を適とする。

## 専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。  
 まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと  
 スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(地域提案事業)を適とする。

## 事務局意見



## 2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和7年7月18日 開催

まちづくり助成  適       否(理由: )  
 留意事項



## 3. まちづくり専門委員会議 意見聴取

令和7年11月6日 開催

## 専門委員意見

## 令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	深江地区まちづくり協議会			所在地	東灘 区	
	設立年月	平成2年7月		面 積	170.0 ha	世帯数	約13,000 世帯
	設立目的	安全・安心なまちづくりに向けて、阪神連続立体交差事業を踏まえたまちづくり、深江駅南地区的地区計画及びまちづくり構想に即した協定案件の審議等を行う。					
	協議会認定年月	平成5年5月		構想提案年月	平成5年8月		
協定締結年月		平成7年11月		協定期限	令和7年10月		
地区計画決定年月		平成22年6月		その他のルール等	-		
助成区分		長期協定運用団体助成		事業完了目標年次	令和7	年度 予定	
助成年数		34 年	過去3年の助成額合計		900,000 円		
派遣専門家		都市調査計画事務所					

これまでの取り組みと今後の予定	主となるまちづくりのテーマ							
	深江地区では、歴史と未来、海と六甲山の眺め、マンションや戸建て住宅、商業施設や工場、子ども・高齢者・障がい者、外国人、住民や来街者、事業者など、様々なものを歓迎し、包み込めるようなまちが「神戸で一番暮らしやすいまち」と考え、「暮らし一番、まるっと深江」をキヤッチフレーズに、まちづくりを進めています。							

項目	年度	過年度	今年度	今後の予定				
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
(1)地域の環境改善 まちづくり協定 地区計画	(ルール系まちづくり) まちづくり協定の更新・運用 地区計画の運用確認	(協定更新)				(協定運用)		
(2)都市基盤の整備 道路整備	(事業系まちづくり) 阪神沿線周辺整備や高架下有効活用に関する整備確認・検討・提案	(北側道路整備)			(高架下の有効活用提案・活動)			
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)							
(4)自立化に向けた活動	寄付金・協賛金/事務局体制の充実など 協定運用細則の管理							
(5)啓発活動 まちづくり活動の広報 イベント参加・広報	ニュース発行(年2回以上) HP・インスタグラム・FBでの発信 大敬老会/パネル展示など	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ (定期的に発信)		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(6)人材育成活動 他団体との連携	意見交換/事例視察など まち歩き/実験イベントの企画開催など 大学の地域実践活動との連携							
(7)その他	ふるさと深江まちづくり憲章の普及など 地区内の空地・公営住宅跡地等の活用提案など							

活動のPR	<これまでの取り組みについて>							
	・阪神淡路大震災からの復興まちづくりでは、「みどり豊かで安全なまち」をテーマに、まちづくり協定の積極的な運用により、マンションや戸建て住宅の建設に対して、緑化の推進やゆとりあるオープンスペースの確保、良好な街並み景観の形成を図ってきた。 ・平成26年度からは、阪神連続立体高架事業において阪神沿い北側線や駅前ロータリー計画について、地元住民の合意形成を図り、平成28年度には神戸市に対してまちづくり提案を行った。							
	<今後の取り組みについて>							
		・阪神高架下の計画については、未だ具体的なプランが示されていないエリアも多いため、引き続き深江地区にとって良好な環境の形成や地域住民の暮らしの向上に資するような計画や施設が整備されるよう、事例調査や勉強会、ワークショップ等を継続的に実施するとともに、阪神電鉄や神戸市との意見交換を定期的に行い、お互いにとって有益な事業の推進を目指した取り組みを行う。 ・深江地区内は、県営・市営住宅など公営住宅が立地しており、近年ではそれらの建て替えやPFI等の民活によるリニューアル計画や、統廃合計画などが検討されている。そのため、このような計画が動くタイミングで、深江地区に求められる施設・計画の誘導が図れるよう、事例調査や勉強会などをを行い、公共や民間が行う計画に対して地元提案が出来るような取り組みを継続的に実施する。						

令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(専門家派遣)

樣式第3號

## 1. 事務局 査定

## 共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。
- マスタープラン等に位置づけがあるか。[ ]
- 市が優先的に取り組む事業か。[阪神連立立体高架事業]
- その他(深江地区まちづくり協定、深江駅南地区地区計画)

## まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

**事務局提案: 6 年間の助成を適とする。**

## 専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- スケジュール管理は適切か。

**事務局提案:コンサルタント派遣(地域提案事業)を適とする。**

## 事務局意見



## 2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和7年7月18日 開催

まちづくり助成 ■ 適

□ 否(理由:

)

留意事項



## 3. まちづくり専門委員会議 意見聴取

令和7年11月6日 開催

専門委員意見

## 令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	六甲アイランドまちづくり協議会			所在地	東灘 区
	設立年月	平成19年5月	面 積	138.0 ha	世帯数	約8,500 世帯
	設立目的	昭和63年以来の開発・まちづくりの指針であった卓越した「景観形成計画」や「地区計画」などの諸規則を研究・検討し、守り抜くことや変更・改革することを住民や関係者及び行政に提案し、夢を持って移り住んだ住民の力により、この六甲アイランドを素晴らしいまちにしていくことです。				
	協議会認定年月	平成27年3月	構想提案年月		-	
協定締結年月		-	協定期限		-	
地区計画決定年月		昭和63年6月	その他のルール等		-	
助成区分		長期活動団体助成	事業完了目標年次		年度 予定	
助成年数		18 年	過去3年の助成額合計		346,498 円	
派遣専門家		地域問題研究所				

### 主となるまちづくりのテーマ

六甲アイランドの良好な環境を維持・発展させ、子や孫が誇れる故郷と言えるまちづくりを目指す。さまざまな活動を展開するなかで、とりわけ「景観形成計画」や「地区計画」の点検・変更を主眼に、住民をはじめとする関係者間の合意形成を図るとともに、各方面に提案を続ける。

### これまでの取り組みと今後の予定

項目	年度	過年度	今年度	今後の予定					
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
(1)地域の環境改善	(ルール系まちづくり)								
	地区計画の内容の検証と是正検討								
(2)都市基盤の整備	(事業系まちづくり)								
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
	新規開発に対する景観的配慮の推奨								
	六甲アイランド野鳥園の管理・活用								
	市の関係部署と協議推進								
(4)自立化に向けた活動									
	活動資金の獲得								
(5)啓発活動	ニュースの発行								
	ホームページの維持管理								
	見学会・講演会								
(6)人材育成活動	まち協活動支援者養成								
	まちデザインの理解者養成								
(7)その他	まちかどネットへの積極的参加								
	大阪湾岸道路西伸部(六アイ地区)事業協力								

### <これまでの取組みについて>

- ・地区計画の変更提案と決定
- ・地区計画や景観形成計画に準じた開発・施設になるよう行政や事業者と交渉
- ・まちの財産である六甲アイランド野鳥園の再整備提案と環境維持への協力、鳥図鑑の編集・発行
- ・シティヒル内街路の愛称募集及び設定と、一部街路については市の認定決定
- ・島内諸団体の活動に協力・連携し、街の維持発展に寄与
- ・市の助成金で不足する資金獲得への取り組み推進  
(夏祭り出店による模擬店部分の収益を充当/事業者や行政などの業務代行による報酬を充当)
- ・行政や事業者との交渉窓口機能の発揮
- ・行政施策の住民への説明・伝播を推進

### <今後の取り組みについて>

これまでに地区計画上の住宅地(中高層・戸建)とされている街区の開発は終了しましたが、高度利用が目指されている業務商業地区の開発はしばらく滞り、臨海部の複合利用地区の開発はようやく暫定ながら進んできています。それらの開発のあり方を含め、今後とも、景観形成計画を研究し、秩序と統一感のある良好な街並みの形成と維持の実現に向けた活動を続けていきたいと考えています。このためには、時代の要請にみあった地区計画の変更、街路愛称の認定・定着活動と、街の資源・財産の再認識・共有化等に重点的に取り組みます。

これまでの取り組みと今後の予定

活動のPR

## 1. 事務局 査定

## 共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。  
 マスタープラン等に位置づけがあるか。〔〕  
 市が優先的に取り組む事業か。〔〕  
 その他(六甲アイランド都市機能ゾーン地区計画)

## まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。  
 まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと  
 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。  
 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 3 年間の助成を適とする。

## 専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。  
 まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと  
 スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(まちづくり構想策定)を適とする。

## 事務局意見



## 2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和7年7月18日 開催

まちづくり助成  適  否(理由:

)

留意事項



## 3. まちづくり専門委員会議 意見聴取

令和7年11月6日 開催

専門委員意見

## 令和7年度 まちづくり支援事業検証シート(まちづくり助成)

様式第2号

団体の概要	名称	本山北町まちづくり協議会			所在地	東灘 区			
	設立年月	平成24年12月	面 積	56.0 ha	世帯数	約2,000 世帯			
	設立目的	都市計画道路・本山山手線整備の廃止を前提に、それに代わるより重要な課題に対応した整備・取り組みの方針を考えるため設立							
	協議会認定年月	平成28年4月	構想提案年月	平成28年7月					
	協定締結年月	-	協定期限	-					
	地区計画決定年月	-	その他のルール等	-					
	助成区分	長期活動団体助成	事業完了目標年次	年度 予定					
	助成年数	14 年	過去3年の助成額合計	412,280 円					
	派遣専門家	都市調査計画事務所							
		<b>主となるまちづくりのテーマ</b> <b>本山北町地区において、安全で安心な市街地への改善と豊かな生活環境を育むまちづくりをすすめるため、まちづくり構想の具体化に向けた取組みを行う。</b>							
これまでの取り組みと今後の予定	<b>これまでの取り組みと今後の予定</b>								
	項目	年度	過年度		今年度		今後の予定		
			R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	(1)地域の環境改善 ・災害時避難支援道路	(ルール系まちづくり)							
	安全・景観 ガイドラインの策定	「まちなみルール」案の検討・策定 地域全体への合意確認 市や関係部署との相談・調整・事業化							
	(2)都市基盤の整備 ・南北中央基軸道路	(事業系まちづくり)							
	①沿道の待避・離合 スペースの確保	整備方針の検討							
	②阪急踏切部分の改 良	計画策定、地域全体の合意確認、市への提案							
	・東側基軸道路 風呂の川部分の接続								
	・まち協全体 短期課題への対応	救助・消火活動スペースの活用検討 まちあるき・まちかど説明会の開催、個別課題の再整理・対応推進 市や関係部署、美しい街岡本協議会・本山第一小学校との相談・調整・事業化							
小路踏切や周辺道路 の改善	市や関係部署との相談・調整・事業化 安全策の検討、周辺地域の合意確認、市への提案								
(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)								
(4)自立化に向けた活動	市や関係部署との相談・調整・事業化 ニュースレターへの広告掲載料の活用								
(5)啓発活動 ・活動の周知、意見募集	ニュースレター紙面の検討や広報の募集 記事作成・編集・発行								
(6)人材育成活動	各地区新役員の登用 各地区評議会会員の活動参画								
(7)その他									
<これまでの取組みについて> 近年、阪急以北地区では、宅地開発・マンション建設等が進み人口が急増。半面、大型緊急車両進入が困難な狭く・見通しの悪い踏切が多く、防災・防犯・交通事故防止に課題が多い。特に、30年以内に発生が想定される『南海トラフ大震災、レッドゾーン』に対応すべく、旧本山山手線計画に替わる3基軸道路整備(南北中央・東側・西側)を中心的に、5部会(本一小周辺安全、エリア別避難支援、個別課題・まちなみ、広報)活動を、全住民・関係協力機関、美しい街岡本協議会の皆様の活動への参加・協力の必要性が更に増加している。									
<今後の取り組みについて> 地域の歴史や文化を受け継ぎながら、暮らしやすく安全で安心な市街地への改善を図り、緑や眺望・街並みなどこのまち独自の価値を活かした豊かな生活環境を育むまちづくりを目指す。まちづくり構想の具体化に向けて、東側基軸道路の整備方針を決定し、市と共に実行する。また、まちなみルールの検討を進め、全会員(全住民)の協力を得、案作成を行う。また、併せて、各丁目毎の『まちかど説明会』活動による意見集約・全会員の参加 及び、ニュースレター発行等による広報活動により、地域全会員への周知・意見集約そして全住民の活動参加に取り組む。									

## 1. 事務局 査定

## 共通項目

- 構想の具体化に取り組んでいるか。
- マスター・プラン等に位置づけがあるか。[ ]
- 市が優先的に取り組む事業か。[ ]
- その他( )

## まちづくり助成

- まちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:助成金に頼らず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- 他のまちづくり団体への啓発活動等が可能か。
- 人材養成活動を行う資質を有しているか。

事務局提案: 3 年間の助成を適とする。

## 専門家派遣

- 専門家の技術的支援が必要な内容となっているか。
- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。  
※自立:専門家に依存せず、地域の力で持続的にまちづくり活動を行うこと
- スケジュール管理は適切か。

事務局提案:コンサルタント派遣(まちづくり構想策定)を適とする。

## 事務局意見



## 2. まちづくり支援事業都市局審査委員会 審議

令和7年7月18日 開催

まちづくり助成 ■ 適

□ 否(理由: )

留意事項

専門家派遣 □ 適

□ 否(理由: )

留意事項



## 3. まちづくり専門委員会議 意見聴取

令和7年11月6日 開催

専門委員意見

## まちづくり協議会の変更について

### 1. まちづくり専門委員会議で報告する事項

まちづくり条例施行規則第4条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合  
(神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第4条)

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則」(抜粋)

第4条 まちづくり協議会は、第2条の規定により提出した申請書又は添付した図書の記載事項について変更があったときは、速やかに様式第3号によるまちづくり協議会変更届出書により変更の内容を市長に届け出なければならない。

### 2. 変更の届出があった協議会

	区	協議会名称	変更届出日	変更内容
1	東灘	美しい街岡本協議会	—	役員の変更
2	東灘	深江地区まちづくり協議会	—	役員の変更
3	東灘	青木南地区まちづくり協議会	—	役員・規約の変更
4	東灘	住吉呉田まちづくりの会	—	役員の変更
5	東灘	御影山手まちづくり協定委員会	—	役員・規約の変更
6	東灘	六甲アイランドまちづくり協議会	—	役員の変更
7	東灘	青木地区まちづくり協議会	—	役員の変更
8	東灘	東山会まちづくり協議会	令和7年5月1日	代表者の変更
9	兵庫	西出東出まちづくり協議会	令和7年7月2日	代表者の変更
10	兵庫	会下山地区まちづくり協議会	令和7年6月29日	代表者の変更
11	須磨	月見山本町2丁目まちづくり協議会 (新名称:月見山まちづくり協議会)	令和7年7月24日	協議会名称の変更
12	須磨	高尾台・水野町まちづくり協議会	令和7年7月15日	代表者の変更
13	垂水	塩屋まちづくり推進会	—	規約の変更
14	垂水	東垂水地区まちづくり推進会	—	役員の変更
15	西	桜が丘地域協定委員会	令和7年5月20日	代表者の変更

## 令和7年度 まちづくり専門委員一覧

(五十音順・敬称略)

所属	氏名（ふりがな）	委嘱期間
合同会社 こと・デザイン (まちづくりコンサルタント)	(かどの ふみかず) 角野 史和	令和7年度 令和8年度
関西学院大学 建築学部 教授	(しみず ようこ) 清水 陽子	令和7年度 令和8年度
神戸芸術工科大学 大学院芸術工学研究科 建築・環境デザイン学科 教授	(ながの まき) 長野 真紀	令和7年度 令和8年度
神戸大学 大学院経営学研究科 教授	(なかむら えり) 中村 絵理	令和7年度 令和8年度
神戸香風法律事務所 弁護士	(よしはら きよひで) 吉原 清英	令和7年度 令和8年度

## まちづくり専門委員会議開催要綱

平成 27 年 3 月 9 日 住宅都市局長決定  
令和 5 年 3 月 15 日 改正

## (趣旨)

第1条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）

第 19 条に規定するまちづくり専門委員（以下「委員」という。）より、専門的な見地から幅広く意見を求める目的として、まちづくり専門委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

## (委員)

第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画、土木、法律、経済、防災等を専門とする学識経験を有する者
- (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ 6 名以内とする。

## (委員の役割)

第3条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくり条例第 9 条第 2 項及び第 9 条第 4 項に規定する、まちづくり協定の締結及び変更する場合
- (2) まちづくり条例第 12 条第 2 項に規定する、まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が、まちづくり協定に適合しないと認められ、当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
- (3) まちづくり条例第 4 条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
- (4) まちづくり条例第 6 条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
- (5) まちづくり条例第 7 条に規定するまちづくり提案を受ける場合
- (6) 神戸市まちづくり専門家派遣要綱第 9 条に規定する、まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
- (7) 神戸市まちづくり助成要綱第 2 条第 2 項に規定する、検証及び評価を実施する場合
- (8) その他、市長が必要があると認める場合

2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。

- (1) まちづくり条例施行規則第 4 条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
- (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

## (任期)

第4条 委員の任期は、1 期 2 年とし、最長任期は原則 5 期 10 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会議の開催時期)

第5条 会議は、原則として年 2 回開催する。なお、第 3 条各号に定める事案がある場合は、事案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に報告し、意見を聞くことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。

附 則（令和2年5月1日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月9日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。

この要綱は、令和5年3月15日より施行する。

# 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例

昭和 56 年 12 月 23 日条例第 35 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 まちづくり協議会（第 4 条—第 6 条）
- 第 3 章 まちづくり提案（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 まちづくり協定（第 9 条—第 12 条）
- 第 5 章 地区計画等（第 13 条—第 16 条）
- 第 6 章 助成等（第 17 条・第 18 条）
- 第 7 章 まちづくり専門委員（第 19 条）
- 第 8 章 雜則（第 20 条・第 21 条）

## 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、住民等の参加による住み良いまちづくりを推進するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号・以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づく地区計画等の案の作成手続に関する事項及びまちづくり提案、まちづくり協定等に関する事項について定めることを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）まちづくり協議会 第 4 条の規定により認定された協議会をいう。
- （2）まちづくり提案 第 7 条の規定により策定された提案をいう。
- （3）まちづくり協定 第 9 条の規定により締結される協定をいう。
- （4）地区計画等 法第 12 条の 4 第 1 項各号に掲げる計画をいう。
- （5）住民等 地区内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者をいう。

#### （市長の基本的責務）

第 3 条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### 第 2 章 まちづくり協議会

#### （まちづくり協議会の認定）

第 4 条 市長は、まちづくり提案の策定、まちづくり協定の締結等により、専ら、地区的住み良いまちづくりを推進することを目的として住民等が設置した協議会で、次の各号に該当するものをまちづくり協議会として認定することができる。

- （1）地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- （2）その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの

(3) その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの  
(まちづくり協議会の認定申請)

第5条 前条の規定による認定を受けようとする住民等の協議会は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(まちづくり協議会の認定の取消し)

第6条 市長は、第4条の規定により認定したまちづくり協議会が、同条各号の一に該当しなくなったと認めるときその他まちづくり協議会として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

### 第3章 まちづくり提案

(まちづくり提案の策定)

第7条 まちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、住民等の総意を反映して地区のまちづくりの構想に係る提案をまちづくり提案として策定することができる。

(まちづくり提案への配慮)

第8条 市長は、住み良いまちづくりを推進するための施策の策定及び実施にあたっては、まちづくり提案に配慮するよう努めるものとする。

### 第4章 まちづくり協定

(まちづくり協定)

第9条 市長とまちづくり協議会は、住み良いまちづくりを推進するため、次の各号に掲げる事項について定めた協定をまちづくり協定として締結することができる。ただし、地区計画等で定められた事項については、この限りでない。

(1) 協定の名称

(2) 協定の締結の対象となる地区の位置及び区域

(3) 協定の締結の対象となる地区のまちづくりの目標、方針その他住み良いまちづくりを推進するため必要な事項

2 市長は、まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ、まちづくり専門委員の意見を聴くものとする

3 市長は、まちづくり協定を締結したときは、その旨を公告しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくり協定を変更する場合について準用する。

(まちづくり協定への配慮)

第10条 住民等は、建築物その他の工作物の新築、増築又は改築、土地の区画形質の変更等を行おうとするときは、まちづくり協定の内容に配慮しなければならない。

(行為の届出の要請)

第11条 市長及びまちづくり協議会は、まちづくり協定を締結したときは、当該まちづくり協定に係る地区内において、次の各号に掲げる行為を行おうとする者に対し、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出るように要請することができる。

(1) 建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は用途の変更

(2) 土地の区画形質又は用途の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、住み良いまちづくりの推進に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの  
(届出に係る行為についての協議等)

第12条 市長は、前条の規定による要請に基づき届出があった場合において、届出に係る行為がまちづくり協定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者と必要な措置について協議することができる。

- 2 市長は、前項の規定により協議する場合において、必要があると認めるときは、まちづくり専門委員の意見を聞くことができる。
- 3 まちづくり協議会は、第1項の規定による協議について、市長に意見を述べることができる。

## 第5章 地区計画等

(地区計画等)

第13条 本章は、法の規定により地区計画等の案の作成手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の案の作成に係る公告及び縦覧)

第14条 市は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、その旨並びに当該地区計画等の種類、名称、位置及び区域を公告し、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」という。）を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により素案を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、素案の縦覧開始の日及び縦覧場所を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

第15条 市は、素案の内容を周知させるため必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載その他の適切な措置を講じるものとする。

- 2 市は、前項の規定により説明会を開催しようとするときは、開催の日前7日までに開催の日時及び場所を公告しなければならない。

(意見の提出方法)

第16条 素案に対する意見は、第14条第1項の縦覧開始の日から起算して3週間文書により提出することができる。

## 第6章 助成等

(まちづくり協議会に係る助成等)

第17条 市長は、まちづくり協議会に対し、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(まちづくりに係る助成等)

第18条 市長は、前条に規定するもののほか、住民等のうち住み良いまちづくりの推進のために必要な行為を行うと認める者に対し、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成し、若しくは融資することができる。

## 第7章 まちづくり専門委員

(まちづくり専門委員の設置)

第19条 市は、住み良いまちづくりを推進するため、まちづくり専門委員を置くものとする。

第8章 雜則

(公告の方法)

第20条 第9条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。），第14条第1項及び第2項並びに第15条第2項の規定による公告の方法は、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）に規定するところによるほか、当該まちづくり協定又は素案に係る地区内若しくは区域内又はその周辺の適当な場所に掲示して行うものとする。

(施行の細目)

第21条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年2月15日規則第77号により昭和57年2月15日から施行)

附則(平成元年3月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。